

許可番号 00851000553

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 長野県長野市稲里一丁目5番地3

氏 名 ミヤマ 株式会社

代表取締役 南 克明

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項
第14条の5第1項 の許可を受けた者であることを証する。

茨城県知事 大井川 和彦

許可の年月日

令和 2 年 8 月 2 7 日

許可の有効年月日

令和 9 年 6 月 2 5 日

1. 事業の範囲（取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）

積替え保管を除く：廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類、又は別記1に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。）、廃酸（pH2.0以下のもの、又は別記1に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。）、廃アルカリ（pH12.5以上のもの、又は別記1に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。）、感染性産業廃棄物、廃PCB等（別記2-イに記載のあるものに限る。）、PCB汚染物（別記2-ロに記載のあるものに限る。）、廃水銀等、銧さい（別記1に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。）、廃石綿等、ばいじん（別記1に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。）、燃え殻（別記1に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。）、汚泥（別記1に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。）

以上12種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし。

3. 許可の条件

特になし。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可（届出）年月日	変 更 内 容	許可（届出）年月日	変 更 内 容
平成 19 年 2 月 1 日	変更届（代表者の変更）	平成 27 年 6 月 12 日	変更許可（品目の追加）
平成 20 年 6 月 26 日	更新許可	平成 28 年 3 月 22 日	変更届（住所の変更）
平成 25 年 8 月 6 日	更新許可（優良認定）	平成 29 年 2 月 2 日	変更許可（品目の追加）
平成 26 年 3 月 31 日	変更許可（品目の追加）	令和 2 年 8 月 27 日	更新許可（優良認定）
平成 27 年 1 月 15 日	変更許可（品目の追加）		以 下 余 白

5. 積替え許可の有無 有・無

（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

市名

許可番号

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

別記 1

特定有害産業廃棄物の種類

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。

廃棄物名 有害物質	鉍さい	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ
水銀又はその化合物	○	○			○	○	○
カドミウム又はその化合物	○	○	○		○	○	○
鉛又はその化合物	○	○	○		○	○	○
有機燐化合物					○	○	○
六価クロム化合物	○	○	○		○	○	○
砒素又はその化合物	○	○	○		○	○	○
シアン化合物					○	○	○
トリクロロエチレン				○	○	○	○
テトラクロロエチレン				○	○	○	○
ジクロロメタン				○	○	○	○
四塩化炭素				○	○	○	○
1, 2-ジクロロエタン				○	○	○	○
1, 1-ジクロロエチレン				○	○	○	○
シス-1, 2-ジクロロエチレン				○	○	○	○
1, 1, 1-トリクロロエタン				○	○	○	○
1, 1, 2-トリクロロエタン				○	○	○	○
1, 3-ジクロロプロペン				○	○	○	○
チウラム					○	○	○
シマジン					○	○	○
チオベンカルブ					○	○	○
ベンゼン				○	○	○	○
セレン又はその化合物	○	○	○		○	○	○
タリキシン類		○	○		○	—	—
アルキル水銀	—	—			○	○	○
1, 4-ジオキサン		—		○	○	○	○

別記 2

イ 廃PCB等（次の（１）から（２）までに掲げるものに限る。）

- （１） 電気機器又はOFケーブル（PCBを絶縁材料として使用した電気機器又はOFケーブルは除く。）に使用された絶縁油であって、微量のPCBによって汚染されたもの（以下「PCB汚染絶縁油」という。）が廃棄物となったもの。
- （２） PCBの濃度が廃PCB等１キログラムにつき 5,000 ミリグラム以下のもの（（１）に掲げるものを除く。）

ロ PCB汚染物のうち、次に掲げるもの

- （１） 微量PCB汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの。
- （２） 汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずに塗布され、又は染み込んだPCBの量が汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず１キログラムにつき 100,000 ミリグラム以下のもの（（１）に掲げるものを除く。）
- （３） 廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着し、又は封入されているPCBの量が廃プラスチック類１キログラムにつき 100,000 ミリグラム以下のもの（（１）に掲げるものを除く。）
- （４） 金属くず、陶磁器くず又は工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物（以下「金属くず等」という。）のうち、当該金属くず等に付着し、又は封入されているPCBの量が金属くず等に付着し、又は封入されている物１キログラムにつき 5,000 ミリグラム以下のもの（（１）に掲げるものを除く。）